

【介護保険・障がい福祉専門部会】会議概要

|       |   |   |   |
|-------|---|---|---|
| 会 議 名 | 足立区地域保健福祉推進協議会<br>平成30年度第3回介護保険・障がい福祉専門部会<br>(足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会)   |   |   |
| 事 務 局 | 向井 介護保険課長   | 山崎 障がい福祉課長  |   |
|       | 伊東 高齢福祉課長   | 宮田 障がい福祉センター所長  |   |
|       | 千ヶ崎 地域包括ケア推進課長  | 後藤 障がい援護担当課長  |   |
|       | 秋山 福祉管理課長   | 山杉 衛生管理課長   |   |
|       | 杉岡 子どもの貧困対策担当部長   | 柳瀬 中央本町地域・保健総合支援課長  |   |
|       | 大高 社会福祉協議会事務局長  |   |   |
| 開催年月日 | 平成31年2月1日（金）  |   |   |
| 開催時間  | 14時00分開会～16時00分閉会   |   |   |
| 開催場所  | 足立区役所庁舎中央館8階 特別会議室  |   |   |
| 出席者   | 諏訪徹部会長<br>白石正輝委員<br>浅子けい子委員<br>小川勉委員<br>細井和男委員<br>小久保兼保委員<br>鈴木真理子委員  | 酒井雅男副部会長<br>新井ひでお委員<br>早川貴美子委員<br>福岡靖介委員<br>三浦勝之委員<br>重田穂委員<br>中村明慶委員 | 奥野英子副部会長<br>前野和男委員<br>中村輝夫委員<br>橋本飛鳥委員<br>加藤仁志委員<br>江黒由美子委員<br>今井伸幸委員 |
| 欠席者   | 松丸まこと委員   | 湊耕一委員   | 秋生修一郎委員   |
| 会議次第  | 別紙のとおり  |   |   |
| 資料    | 【資料1】 地域密着型サービスを行う事業者の新規指定及び更新指定について<br>【資料2】 「基幹地域包括支援センター」の移転について<br>【資料3】 (仮称) 医療的ケア児ネットワーク協議会の設置について<br>【資料4】 足立区障がい福祉センターあり方検討委員会の検討状況について |   |   |
| その他   |   |   |   |

様式第2号（第3条関係）

（諏訪部会長）

それでは、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

ただいまから第3回足立区地域保健福祉推進協議会、介護保険・障がい福祉専門部会を始めさせていただきます。

早速議題に入っていきたいと思いますが、議題の1番は、先ほど申し上げたように、地域密着型サービスの運営に関する委員会として報告事項について報告をいただいで、質疑をいただくという形になります。その後、介護保険・障がい福祉専門部会として報告事項に入っていきます。

【「地域密着型サービスの運営に関する委員会」は非公開】

※資料1の報告については、個人情報や事業所の経営状況が含まれているため、地域密着型サービスの運営に関する委員会設置要綱第1条の規定により、非公開となっています。

（諏訪部会長）

それでは、続きまして、専門部会の報告に入りたいというふうに思います。

まず最初に、報告事項（3）をご説明いただいで、その後報告事項（1）と（2）に行きたいというふうに思います。

報告事項（3）の案件について、奥野委員から事前に質問票をいただいでおりますので、まず報告事項（3）について、障がい福祉センター見直し担当課の杉岡課長より説明をお願いします。

（杉岡子どもの貧困対策担当部長）

子どもの貧困対策担当部長の杉岡と申します。障がい福祉センター見直し担当を兼務させていただいておりますので、私から

説明をさせていただきます。

ただいま部会長からお話しございました、事前質問として奥野副会長から質問を2点いただいております。

1点目は、障がい福祉センター、以下、「あしすと」というふうに省略させていただきますけれども、「あしすと」で今回の事件があったわけですが、その後1点目は何が明らかになったのか。2点目は、その後、再発防止にどのようなことが行われたのか。この2点、ご質問を頂戴していただきます。

1点目のほうは、この後、資料4で説明をさせていただきます。

2点目の再発防止については、恐れ入りますが、口頭で申し上げたいと思います。

今回、事件のほうは、6月に起こったときでございますけれども、その直後から再発防止に取り組んでございます。

具体的に申し上げますと、今回は虐待の事例でございましたので、障害者虐待防止法に基づく障がい者の権利擁護、人権の専門研修を「あしすと」の全職員対象に、複数回実施させていただきました。また、今回の事例は区の職員研修、人権研修にも位置づけいたしまして、総務課のほうの主催で全庁的に人権研修も行わせていただきました。

それから、意識啓発というところでは、「あしすと」内の現場の職員、各係から出まして、「あしすと業務改善プロジェクト」を立ち上げまして、その中でさまざまな現場の声、それから、もともと既存でございました虐待防止マニュアルをもう一度チェックし直し、追加の部分を記載させていただきました。

そのほか、一番大事にいたしておりますのは、今回、再発防止に合わせて、各係の

利用者の方、保護者の方が安心・安全に「あしすと」に通所していただけるよう、見直し担当として、このあり方検討委員会を回すだけではなくて、現場に入らせていただいて、よりよい処遇ということで、助言・指導に当たらせていただいております。

繰り返しになりますが、再発防止のほう、まだまだこれからも続いておりますけれども、再発防止と合わせて質の高い、よりよい処遇ということで努めさせていただいております。

それでは、資料4に基づきまして、あり方検討委員会の検討状況のほうを説明させていただきます。

資料4をご覧ください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。今回、障がい福祉センターで発生した職員の心理的な虐待を受けて、区長の附属機関として、条例を設置いたしました。障がい福祉センターあり方検討委員会を設置いたしましたので、検討状況のほうを報告させていただきます。

1番、検討委員は7名で構成させていただいております。

委員長の小澤委員長は、委員長のほかに、足立区の障がい者自立支援協議会の会長も担っていただいております。

副委員長の石渡先生は、「あしすと」が平成15年に開設した当時から、利用者主体の障がい者ケアマネジメントもご指導いただいている先生でございます。

続いて、西委員、今回の法的調査を担当していただきました弁護士でいらっしゃいます。

太田校長先生は、特別支援学校を代表して委員になっていただいております。

ほか3名の方は、それぞれ区内の社会福

祉法人の代表の方という形で、7名で委員構成をさせていただきます。

開催状況と検討内容でございますけれども、このあり方検討委員会は、全体で5回を予定しております。

記載のところの開催状況は3回でございますけれども、先週、第4回目が開催されました。第5回目は3月12日を予定しております。

3番のこれまでの検討状況でございます。

奥野副部長からご質問の1点目でございますけれども、今回の法的な調査で虐待事案検証を明らかにしたところ、課題を「個人の課題」と「組織の課題」、その2つで分けて検討を進めております。個人、組織それぞれでございます。

しかしながら、(2)に記載のとおり、今回3名による虐待の事例でございますけれども、その3名の個人の責任にするのではなくて、それは組織的に、どうして事前にカバーできなかったのか、ということなので、個人を追及するよりも、これは組織の問題だろうということ。それから、発生したのは、生活体験係ではございますけれども、これは横の連携、それから縦の連携、組織全体、または障がい福祉課、障がい福祉施策全体の課題とすべきだろうというご意見で、今、検討を進めさせていただいております。

(3)でございますけれども、検討内容、当初は、12月を目途に、生活体験系の業務改善提言をおまとめいただくというふうに思っておりましたけれども、先ほど申し上げたように、これは一係や一個人ではなくて、非常に大きなセンターのあり方全体になりますので、引き続き年度内、3月12日を目途に業務改善事項を引き続き検

討するということになっているところがございます。

裏面をご覧くださいまして、4番、生活体験系の業務改善の課題と改善策でございます。

先ほど申し上げました(1)は個人に関する事項、(2)が組織に関する事項という形で、課題と改善策の各委員からのご意見をまとめさせていただきます。

ポイントだけ若干説明を加えさせていただきますと、(1)の①は、今回、生活体験係は、重度障がい者の支援ということで、非常にスキル、例えば行動障がいの対応、それから意思疎通の支援の対応、専門的なスキルが必要なので、そういう専門性や人権意識の向上というのをさらに図るべきだろうというふうにご意見をいただいております。

(2)の組織に関する事項につきましては、①利用者の課題に関して、職員が一方的に設定していた部分がある。これは説明を加えさせていただきますと、今回、利用者支援は組織の処遇方針、利用者主体の、というところで本来は提供されるべきところでありすけれども、一部の職員が属人的によかれと思ってしたことが、心理的な虐待や暴言になった部分がありますので、やはり当事者、それから保護者との関係も、意見も取り入れ、当事者主体の課題を設定すべきというご意見をいただきました。

それから、飛んで⑥でございますけれども、今回、組織の中で外部の評価の目が足りなかったのではないかというふうにご指摘をいただきました。東京都の指導検査または第三者福祉サービス評価というのが、民間施設に比べると、過去何年か指導に入っていなかったという状況がございますの

で、これも計画的に外部の評価の目が入るように、モニタリングが実施できるような体制をつくるということで、改善策として上げさせていただいております。

今後の予定でございますけれども、3月12日、最終、第5回を予定してございます。

今後、提言をまとめて、またご報告、議会等にもさせていただきたいと存じます。

若干でございますけれども、説明は以上でございます。

(諏訪部会長)

ありがとうございました。

この件についてご質問、ご意見ございませうでしょうか。

(奥野委員)

奥野です。ご報告をありがとうございます。

この足立区の障がい福祉センター「あしすと」は、私は、かなり前から関心を持っておりまして、足立区における障がい者福祉の一番のリーダーであり、トップ機関であるというふうに思っておりましたので、昨年この事件が発生したというときには、私としては非常にショックを受けました。その後、今日ここで発表していただきまして、この検討委員会が設置され、検討されてきたということを初めて知り、ご報告いただきまして、ありがとうございます。

ご報告いただいた中で、基本的なところで私自身は、以前この会でちょっと話があっただけなので、何がどうだったのかもわからない状況のままでしたが、この生活体験係3名というお話が出てきましたけれども、この3名の方は何を勉強してきて、どのような資格を持っていた方なのかということがわかったら教えていただきたいと

思います。

さらに、その上司とか指導者は、この3名との関係はどういう関わりを持って指導してきているのかなということが、今のお話の中ではわからなかった面があります。

以上、その2つについて補足的な説明をいただけますでしょうか。

(杉岡子どもの貧困対策担当部長)

障がい福祉センター見直し担当でございます。

まず最初のご質問でございます。3名のうち、2名が福祉I類と、1名が保育士になります。福祉I類の2名のうち1名は、社会福祉士、それからもう1名は社会福祉士と精神保健福祉士を持って処遇に当たってございました。

それから、2点目のご質問でございますけれども、恐れ入りますが、4番の生活体験係業務改善の課題と改善策のところの(2)の④をご覧いただければと思います。所長・係長・サービス管理責任者の役割分担が不明確で、レポートラインが確立していなかったという課題がございます。

そこの役割なんですけれども、今回、一番重い処分を受けた社会福祉士の福祉職は、このサービス管理責任者、いわゆる5年以上の経験を持って、この現場のサービス管理責任者の役割をしておりました。そうしますと、所長、あと係長は現場の管理監督者なんですけれども、係長は、今回、異動してきて1年目の係長でしたので、そういうところでは、ややもするとこのサービス管理責任者の職員のほうが、そこの現場の権限を担うというところで、今回、暴走した感があるというふうに、法的調査のほうでもご意見をいただいているところでございます。

(奥野委員)

ご説明ありがとうございました。

3名の生活体験係の方が、それぞれきちんとした専門職としての資格をお持ちになっていて、国家資格としての社会福祉士、それからもう一人の方はさらに精神保健福祉士の資格も持っていました。こういう資格を持っている方には、地域のレベル、都のレベル、国のレベルで研修会があるわけですので、いろいろな勉強をしてきているはずの方だったのに、このような事件を起こすことになったということは、私は非常に残念でがっかりするということがありました。

係長さんは1年目の係長さんであったので、ということですが、実際に「暴走する」というような言葉がありましたけれども、その重い障がいの方に対応するときには、踏まえなければいけないことというのは、当然しっかりあるはずであって、「暴走」などという言葉があり得るのだろうか、私は、今の説明にちょっと意外な面がありました。しかし、今後、こういうことが二度と起こるようなことがなくて「あしすと」が一番のリーダーですので、「あしすと」のもとに、この区内の障がい福祉の現場に対してもいい影響が行くような、いい処遇ができるような指導ができる「あしすと」であってほしいなというふうに思いました。ありがとうございました。

(杉岡子どもの貧困対策担当部長)

障がい福祉センター見直し担当でございます。

奥野先生からご意見をいただきましてありがとうございました。私も開設当時の自立生活支援係長でおりましたので、本当に開設当時のコンセプトが、どこのところで受け継げなかったのかというところで、

今、あり方検討委員会のほうでも検証、検討させていただいております。

ですので、公的な役割、それから専門職の役割、各係の横の連携、民間への支援というところで、「あしすと」は、さまざまな役割を担っておりますので、今、奥野先生からいただいたご意見も肝に銘じて、あり方検討を進めさせていただきたいと存じます。

(諏訪部会長)

その他いかがでしょうか。

(中村(輝)委員)

老人会の中村ですけれども、これ、組織の問題云々、1年目だからどうかということではなくて、そもそも人間性の問題でしょ。心の問題でしょ。だから、こういう職員を採用するときに、人間性を見抜けないのかなと、私なんかは思うわけです。年寄りの愚痴と思って聞いてください。もう組織が云々、それよりも人間性を重視すべきだと私は思っているのですけど。

以上です。

(諏訪部会長)

ご意見としてよろしいでしょうか。

(杉岡子どもの貧困対策担当部長)

見直し担当、杉岡でございます。

本当におっしゃるとおりだと思います。私も福祉Ⅰ類の特別区の採用試験の面接、または自区の面接も担っておりますので、そういうところも課題として今後進めさせていただきたいと存じます。

(諏訪部会長)

そのほかございますか。

(江黒委員)

足立区手をつなぐ親の会の江黒でございます。

この職員さんたち、長年「あしすと」に勤めていた職員というふうに聞いておりま

す。長年勤めているからわかるだろうというふうな形で、指導のほうがどのように行き届いていなかったのだろうかというところも反省点だと思います。長年、勤めているにもかかわらず、そういうふうなことでこのような事件が起きたと思いますので、その辺も長く勤めているからわかっているだろう、できるだろうではなくて、やはりその辺の見直しも管理者としての責任とか、そういうふうなものも含めてご指導願いたい。

それから、(2)の①で保護者の意見も取り入れと書いてありますが、これはここに記載する以前から保護者とコミュニケーションをとって利用者さんをどのように指導していこうか、どのようなところで支援していこうかというふうなことは、もともと話し合っただけでなければいけないことなので、この辺も再度確認した上で、お伝え願いたい。職員の人たちには十分にお伝え願いたいと思います。

以上です。

(杉岡子どもの貧困対策担当部長)

障がい福祉センター見直し担当課長でございます。

2点、ご意見ありがとうございます。

1点目の職員指導でございます。こちらは、長くいることというふうに今、ご指摘いただきました。やはり公務員でございますので、人事異動があります。長くいることで、組織は活性化されないという課題がございますので、今、全庁挙げて人事異動で活性化する。または福祉専門職の人事育成というのも、全庁的に今、取り組んでいるところでございます。

それから2点目のご質問の当事者、保護者との契約の段階で、当事者、保護者と一緒に計画をつくっていくというところは、

本当に一丁目一番地でございますので、そのところも強化したいというふうに考えております。

(諏訪部会長)

その他ございますか。

長く働いている、経験の長い福祉専門職が起こしたということで、なかなか難しいなというふうに、全体としては思うのですが、けれども、公立施設の場合は、恐らく専門職を雇うと、その人が、経験が長くなればなるほど、外から来た所長なり係長なり、本来、上の立場の人が意見を言えなくなるという構造が必ず起きると思いますので、そういうときに、どうするかということですね。保護者の意見とか、本当にこれ、この1回だけだったのかなど。前からあったのではないかと、それは本当に、意見がちゃんと吸い上げられていたのかとか、第三者の目が入るようにする。それから苦情をしっかりと受けとめられるようにする。そのあたりが今、ご検討いただいている最中だと思うのですが、余りその辺の苦情の仕組みであるとか、ここの中間のところで見えてこないのか、そのあたりどうだったのかという、結局は、職員個人で専門性云々といっていますので、それだけ経験が長ければ、専門性も何もあって当たり前という話なので、要は組織がどういうふうにこの人たちをマネージできていたのか、いなかったのかということに尽きてくると思うので、もう少し組織的なあたりも、メスを入れた方がいいかなというふうに、印象的ですが、思いました。

(杉岡子どもの貧困対策担当部長)

障がい福祉センター見直し担当でございます。

今、おっしゃっていただいた内容は、この検討委員の先生方からもご指摘をいただ

いております。

今回、一番課題だったのは、そういう暴言がセンター内であったことを、係の中で問題視されなかった。それから横の係も阻止できなかったというところに、一番の組織の問題点があるかと思えます。

それから縦のライン、管理者がいて、係長がいて、というところの縦のライン、それから横のライン、それから計画相談という形で、他の係がその係に入っていたときに、今回のその生活体験係だけが非常に孤立感があって、閉鎖的だったという検証も出てございますので、抜本的にそのあり方自体も見直しをして、提言にまとめていきたいと思っています。

(諏訪部会長)

その他よろしいでしょうか。

(白石委員)

こうした問題は「あしすと」だけではないと思うんです。というのは、足立区のいろいろな現場で実務経験とかが非常に重要視されていて、5年とか10年とか、同じ人がずっとやっている。そこに新しく係長が来ても、課長が来ても、その人たちにもものが言えない。私たちはずっとやってきたのだから、私たちに任せておけば安心なんだという形の中で、課長とか係長、本来、監督しなければいけない立場の人たちが、「あしすと」だけではないんですが、足立区に幾つも私はそういう現場、下の方から、関係者の方からのお訴えを聞いているんですよ。

ところが、上の課長に言うと、「そうは言ってもあの人が」という話になってしまう。だから、そういう意味では、組織というのは、確かに実務経験も必要だろうし、この人ならばとって任せるものも必要だけれども、もっと活性化していくために

は、人事異動というのをしっかりやっ  
ていかないと、ここだけの問題では絶対ない  
というふうに思いますので、これ、全庁挙げ  
て、他の現場でもそうした意味で、実務経  
験を主体にして、長く同じ人がやっている  
現場で必ず起きている問題ですから、こ  
のことは、しっかりと足立区全体  
の問題として取り組んでもらいたいという  
ふうに思います。

(杉岡子どもの貧困対策担当部長)

障がい福祉センター見直し担当でござい  
ます。

今、白石先生のほうからご指摘ございま  
した。まさに人事異動のところでございま  
す。今回、新たに人事課と連携いたしまし  
て、今回、課題があった職員は、新採で  
「あしすと」のほうに来て、そこの同一係  
にずっと7年いたというところが問題にな  
っています。

ですので、新たに人事ジョブローテーシ  
ョンの人事異動のルールを決めさせていただ  
いて、今、関係所管で人事の調整をさせ  
ていただいているところでございます。

来年度はその人事異動の課題というところ  
で、クリアするというところでございま  
す。

(諏訪部会長)

その他よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

引き続きしっかり研修と再発防止策をよ  
ろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、それでは報告事項(1)と  
報告事項(2)について説明をお願いいた  
します。

(千ヶ崎地域包括ケア推進課長)

それでは、地域包括ケア推進課長、千ヶ  
崎でござひます。

私のほうからは、資料2と右肩に書かれ

ている資料を説明させていただきたいと思  
ひます。

件名につきましては、「基幹地域包括支  
援センター」の移転についてでございま  
す。

基幹地域包括支援センターというのは、  
そもそもどういふものかといひますと、区  
内25カ所あります地域包括支援センターの  
一つでござひます。

ここには2つの役割がありまして、一つ  
は他のセンターと同様に地区ごとの住民の  
方、区民の方の相談に乗ったり、介護の相  
談に乗ったり、ケアの相談に乗る、そうい  
った役割。それからもう一つは、25カ所の  
地域包括支援センターの支援をする役割、  
この2つの役割を持っております。

今回この基幹地域包括支援センターとい  
うのが移転することになりました。時期は  
2019年5月7日、ゴールデンウイーク中に  
移転を予定しております。

現在地は、西新井のこども支援センター  
げんきです。こども支援センターげんき内  
にござひます現在のセンターが、今後、こ  
の5月7日には、今の区役所の国道4号線  
を挟んで向かい側の、NTTビルというの  
があるのですが、そちらのほうに移転させ  
ていただきたいと思ひます。

移転の理由といたしましては、事務所の  
狭隘化ということがござひまして、こちら  
のほうで新たに事務所を運営していくとい  
うことになっております。

電話番号、それからファクスについて  
は、変わる予定はござひません。このま  
ま、現在のままでござひます。

周知については、先ほど言ひましたよう  
に、担当地域、梅島、中央本町一丁目、島  
根の皆様を担当区域になりますので、特に  
こちらの皆様には丁寧説明をしていき

いというふうに考えております。

また、そこに併設されているヘルパーステーションという機能、事務局がございしますが、そちらの移転先については、現在、移転先を検討中でございます。

私から説明は以上です。

(山崎障がい福祉課長)

障がい福祉課長の山崎でございます。

私からは資料3(仮称)医療的ケア児ネットワーク協議会の設置についてご報告させていただきます。

足立区第1期障がい児福祉計画に基づきまして、医療的ケア児の協議の場の設置をすることといたしましたので、ご報告いたします。

協議の内容でございますが、医療的ケア児の実態把握、また医療的ケア児に対する各事業所・部門での課題と取り組みの情報の共有、国・都の支援の現状、方向性の共有、そして足立区での医療的ケア児の支援に関する意見聴取等でございます。

3番の委員の構成でございますが、学識経験者、医療機関、医療・保健・福祉関連機関、学校、家族会、加えまして庁内の関連部署の委員で、25名程度で構成したいというふうに考えております。

スケジュールでございますが、1月29日に第1回の庁内検討会を開催させていただきました。3月に2回目の庁内を開催いたしまして、6月には外部の委員と合体した形で、医療的ケア児ネットワーク協議会を開催したいというふうに考えております。予定といたしましては、年間2回程度の開催を予定しております。

私からは以上でございます。

(諏訪部会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの2点の報告事項に

ついてご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(橋本委員)

特別養護老人ホームの橋本です。

1点質問させていただきたいのですけれども、資料3の医療的ケア児ネットワーク協議会の設置というところで、これは23区、他区でも似たような協議会もやっている区もあるのですけれども、その区ですと、医療的ケア児の受け入れ体制とか、そこら辺の各区の目標だったり、その受け入れ体制の人材確保の支援だったり、NICU、緊急の母子の受け入れ等、そこら辺の協議をしている場と聞いているのですけれども、足立区のほうでもその支援をしていくという、その手前の協議会という理解でよろしかったでしょうか。先の目標みたいなちょっとお聞かせいただければと思います。

(山崎障がい福祉課長)

現在、23区の中で協議会設置済みが6区、設置予定ということで8区、検討中が6区というような状況でございます。

足立区の場合、現場で医療的ケア児を見ていらっしゃる児童発達支援事業所とか、放課後デイサービスとか、そういう事業所の方の現場の声をお聞きしまして、どんなニーズがあるかということ、その辺を把握して、また足立区内にどのぐらいの医療的ケア児が、どこの地域に何歳ぐらいでどういう状況でいらっしゃるのか。そういうものを把握して、行政としてどのような支援ができるか。そういうものを検討していきたいというふうに考えております。

(諏訪部会長)

その他いかがでしょうか。

(江黒委員)

足立区手をつなぐ親の会の江黒です。

今、医療的ケア児の実態把握というところで、いろいろなところで連携してというふうな形で、どのような形で実態把握をするのかなというふうな形で質問しようと思っていたのですけれども、医療的ケア児といっても、知的な部分でも医療的ケアが必要なお子様もいますし、そういう病院とか北療とか、いろいろな足立区では連携をとれると思うのですけれども、家族の連携というふうなところでは、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

(山崎障がい福祉課長)

家族の方の報告というのにつきまして、まずは庁内で衛生部とか、福祉部とか、教育委員会とか、そういうところで把握しているものをもとにしまして、検討をするわけですけれども、ご家族については、例えば昨年度、東京医療保健大学の玄先生のほうで、実態調査とかをやったりして、アンケートを投げかけたりしておりますので、そういう方とご協力をいただきながら、ご家族の方の声も反映したいというふうに考えております。

(諏訪部会長)

よろしいですか。

その他いかがでしょうか。

(浅子委員)

区議会議員の浅子です。

今の医療的ケア児の問題ですけれども、今度、第1期の障がい児福祉計画が初めてつくられたということで、それで、一応、この福祉計画は3カ年の計画になるのかなというふうに思っているのですけれども、実態把握もこれからということで、実態把握から入らなければいけないわけですけれども、3カ年でどこまで進めるといような目標というのは考えているのでしょうか。

(山崎障がい福祉課長)

医療的ネットワーク協議会につきましては、何か諮問を受けて答申を出すというふうな形ではなくて、関係者の皆様から実際に支援されている機関の皆様のご意見をいただきまして、それを受けとめて、施策にどういうふうに、各所管のほうで反映できるかというのを各部長のほうに報告して、各組織でそれぞれ対応を考えていくという形になりますので、具体的な目標が、協議会の目標という形では特にございません。

あとは、国のほうは、成果目標を示している中で、例えば児童発達支援事業センターを自治体の中に1つ以上つくりましょうとか、児童発達支援事業所を4カ所以上つくりましょうとか、そういう目標がございますので、それについては、障がい児計画の中で足立区として国が示した目標について達成できるように努力していくという形はしております。

(浅子委員)

ご家族の方も医療的ケアが必要ということで、大変なご苦労をしていると思うので、家族の方の声もしっかりと、この協議会で反映できると思いますので、それも生かしてさらに計画づくりに生かしていただきたいというふうに思います。

それからあと基幹地域包括支援センターなのですが、これは、場所が狭隘なためということで、場所を移すということなんですけれども、これから地域包括ケアシステム事業で、やはり足立区の核というか、地域単位が、地域包括支援センターを核としてやっていくというふうになっているわけですけれども、そういう中で課題が幾つも地域包括支援センターにもあると思うのですけれども、こういう場所に移して、人の強化とか、あと施策の強化とか、センター

の強化とか、場所を移すだけではなくて、そういうものも考えているわけですよ、計画として。

(千ヶ崎地域包括ケア推進課長)

今おっしゃられたとおり、地域包括支援センターの課題というのは、例えば現場の職員の方とヒアリングを行っている中でもいろいろ課題が見えてきております。

具体的な例を挙げれば、やはりいろいろな業務が地域包括支援センターのほうに任されていて、なかなか個別に訪問したりとか、処遇といいますか、困難ケースが増えている中で、職員の疲労というか、大変な思いをされているというお話をよく聞きます。

それから高齢者の数がセンターごとに違うだとか、そういった課題というのも見えてきております。ですので、今、その辺をどういうふうに解決していこうかということで、今、検討を進めているところでございます。

(諏訪部会長)

その他ございますか。

(鈴木委員)

足立区肢体不自由児者父母の会の鈴木と申します。

こちらの医療的ケア児ネットワーク協議会の委員の構成なんですけれども、家族会ということで、家族の意見なんですけれども、医療的ケアのあるお子さんの場合、城北特別支援学校に通っているとすると、子供から離れられないケースのお母さんが多いと思うんです。

会議の設定をするに当たっても、その会議に出席できる方がどれだけいるのかなというところで、先ほどの山崎課長さんのお話を聞いておりますと、ただ実態、どういう感じの方がどれだけいるのかだけだと、

本当に会議に出席する意味がないので、本当に課題とか、どういうところで困っているのかとかというところまでも、会議に出ないとしても、前もって意見を聞くななど、医療的ケアの必要なお子さんの状況等アンケートを個々にとるなどして、そういう困っているところをもっともっと吸い上げていただいて、協議会として役立っていただけるような形をとっていただきたいなと感じました。

以上です。

(山崎障がい福祉課長)

おっしゃるとおり、都立北療育医療センター城北分園も、外部の委員として城北分園の園長先生がお医者さんで松井先生という園長先生がいらっしゃいますので、そういう先生とか、それから家族会ということで、例えば重症心身障がい児を守る会とか、そういう会もございますので、そういうところから委員に参画していただいて、広く意見を吸い上げていきたいというふうに考えています。

(奥野委員)

奥野です。

今のこのテーマにつきまして、委員さんの江黒さんとか、鈴木さんとか、それから浅子委員さんからのお話と、それに対する区の課長さんたちからの回答というような、その議論を聞いていて、私のほうで思ったことなんですけれども、例えば福祉サービスのニーズをどう捉えるかということですが、例えばこの医療的ケア児ということになると、これは医療的ケア児に関わる事業所からの意見を聞いてということがありましたが、一番重要なのは、本人と家族ということになるわけですが、本人は、医療的ケア児は、自分たちの困っていること等を発言できない立場ですので、家族が一

番重要と思いますので、その家族の一人一人の家族がどういうふうに困っているか。どれだけ困っているか。それをきちんと聞くということが一番重要なことだと思いますので、その事業所の人とかお医者さんとか、そうじゃなくて、一番現場で本当に困っている人の実情をきちんと聞くということが福祉サービスをつくっていく上での一番の基本です。

私はリハビリテーション関係をずっとやってきましたが、いつも言われますのは、リハビリテーションを進めていくに当たってはその当事者、家族が先生である。どうやって進めていくか、それは当事者と家族が先生であって、地域は教科書である。こういう観点で仕事をすべきというのが当たり前になってきておりますので、今、区からのお話を聞いたときに、当事者への意見を聞くということの重大さが伝わってこなかったもので、それを十分にやっていただきたいというふうに思いました。

以上です。

(山崎障がい福祉課長)

ご家族のご意見を伺うというのは、もちろん重要なことというふうに認識しております。

ただいま庁内の検討会を立ち上げたばかりですので、外部委員を含めた協議会の中で、どのような意向を確認するかというアンケートのとり方とか、その辺を含めまして、検討していきたいというふうに考えております。

(諏訪部会長)

その他いかがでしょうか。

(井上委員)

しつこいようですけれども、在宅児、ケアネットワークのことについてなんですけれども、患者様を施設にお預け、お子さん

たちを施設にお預けになっていらっしゃる親御さんと、それから在宅で見ているお子さんと、心配しているところがちょっと違うところもあるのかなというふうに思います。そこを分けて考えて差し上げると、親御さんたち、ひょっとしたら、施設のお世話をしている方々の気持ちも見えてくるのではないかなと思います。

(山崎障がい福祉課長)

その辺を十分考慮して進めていきたいというふうに考えています。

(諏訪部会長)

家族会につながっている人もいるし、その存在を知らないでつながっていない人もいるだろうし、広く声を聞いて進めていただければというふうに思います。

あと基幹型センターについて、基幹型を持っているということは、足立区にとっては財産の一つで、基幹型がないところで全部、委託で行っていて非常に行政の機構が浸透しない自治体がいっぱいあるので、ぜひ区役所に行くということであるならば、区の行政と、今までも連携を十分されていると思いますが、それを密接にするいい機会だと思いますので、ぜひ活かしていただければと思います。

その他ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の案件についての全ての説明は終了しましたが、その他全体で何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で議事を終了させていただきたいと思いますので、事務局のほう、ご連絡をお願いします。

(事務局)

本日はお忙しい中、委員の皆様には、長時間にわたりましてご審議いただきまし

て、ありがとうございました。

今年度の専門部会につきましては、今回で最後となります。

今後の予定でございますが、3月27日に地域保健福祉推進協議会の開催を予定しております。来年度の専門部会の開催につきましては、後日改めてご案内をさせていただきます。

それでは、本日の専門部会を終了させていただきます。

ありがとうございました。